

我が国の文化財保護行政 と 国立文化財機構への期待

国の芸術文化振興政策

●文化芸術振興法 (H13.12.7)

第26条(美術館、博物館、図書館等の充実)

国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

●文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)

10. 文化芸術拠点の充実等

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

・独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財機構が、我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するための機能の充実を図る。

●「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開

- 我が国には多様な文化財が存在しており、これらを将来の世代に持続的に継承していく義務がある
- 近年、文化財は地域振興・観光振興・経済発展及び国際社会への貢献等の役割を担うことが期待されている
- 文化財は国や地域の歴史・文化の証として存在するものであり、文化的アイデンティティの基本を形成するもの
- 社会全体で文化財を守り、継承・発展させていくには、国民が文化財への理解を深め関心を持つことが重要
→文化財の公開・活用について、これまで以上に積極的に取り組む必要がある



正倉院展 (奈良)

H13 (独) 国立博物館

- ・東京国立博物館
- ・京都国立博物館
- ・奈良国立博物館
- ・九州国立博物館 (H17設置)

H19統合
(独) 国立文化財機構

H13 (独) 文化財研究所

- ・東京国立文化財研究所
- ・奈良国立文化財研究所

【国立文化財機構の目的】

博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行う

貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、多数の国宝・重要文化財をはじめとする有形文化財を収集・保存・展示し、次代へ継承するとともに、文化財に関する調査・研究を行い、あわせて国内外に我が国の歴史・伝統文化を発信するという重要な役割を担う



東京国立博物館



京都国立博物館



奈良国立博物館



九州国立博物館



東京文化財研究所



奈良文化財研究所

国立文化財機構の果たすべき役割

- ◇貴重な国民的財産である文化財を良好な状態で後世に伝え、文化を継承
- ◇文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信
- ◇文化財に関する基礎的・先端的な調査・研究を行い、貴重な文化財の次代への継承及び我が国文化の向上に寄与
- ◇文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与

独立行政法人国立文化財機構の事務・事業の見直しについて

中期目標期間（平成18年度～22年度）の取り組みについて

【歴史・伝統文化の国内外への発信】

- 総入場者数の増大
（17年度約312万人⇒21年度約503万人）
- 魅力ある質の高い平常展・特別展を多数開催
・阿修羅展（東京93万人、九州71万人）
・正倉院展（奈良30万人）
- ホームページの充実による発信強化
（外国語版、携帯サイト、キッズページの新設等）
- 平常展示館建替工事着手
（京都国立博物館、平成25年秋開館予定）



【阿修羅展】

【文化財に関する調査・研究の推進】

- 重要性・緊急性の高い文化財保存措置の研究（高松塚・キトラ古墳等）
- 特許2件の取得（年輪年代学研究）
- 公衆・観覧のための調査研究（環境デザイン、高齢者・障害者対応等）



【金箔調査】

【文化財の保存修復に関する国際協力】

- 人材育成の協力（アフガニスタン、イラク、エジプト、他）
- 各種国際会議
・ワークショップの開催・参加
（国際的ネットワーク構築）
- カンボジア・アンコール遺跡群調査等
・カンボジア政府がサハ・メトレイ勲章を授与
（奈良文化財研究所）



【敦煌莫高窟調査】

【運営の効率化等】

- 統合効果（H19）
・役員の削減
（理事長・理事6名⇒4名、監事4名⇒2名）
- ・事業の一体的運営の実施
（黒田記念館の展示・公開業務、博物館・研究所の共同研究の実施等）
- 自己収入の増加
（17年度約14億円⇒21年度約19億円、約37%増）
- 民間競争入札2件の実施
（東京国立博物館等の施設管理・運営、展示場における来館者対応等）

事務・事業の見直し

○収蔵品の整備と次代への継承

- ・国立博物館にふさわしい収蔵品の収集、修理の強化
- ・最新の保存環境等に関する調査研究成果を踏まえた収蔵庫の整備

○歴史・伝統文化の国内外への発信

- ・常設展示の充実を図る
- ・良質な展示・企画の充実等により自己収入の増大を目指し、それによる事業の拡充を図る

○文化財保存・修復を通じた我が国の国際貢献寄与

- ・国際共同研究を通じての研究基盤整備、国内研究機関間の連携強化、国際協力のネットワークの構築などの成果をもとにアジア諸国における文化財の保存・修復事業を推進
- ・中国・韓国とともにアジア・太平洋地域の無形文化遺産の保護に関する調査研究等の事業を新たに設置する「カテゴリー2センター」において実施する

○情報発信機能の強化

- ・研究者や一般の人が調査研究成果を容易に入手できるように、成果を積極的に公表・公開
- ・文化財関係情報の積極的発信のため、情報基盤の整備・充実及び情報の電子化拡充を図るとともに、調査・研究成果の総合的情報提供を行うHPを立ち上げる

組織の見直し

○カテゴリー2センターの設置

- ・閣議決定に従った事業を実施するため管理担当部門と調査研究部門を新たに設置

○専門スタッフの配置

- ・自己収入等により人件費予算を確保し、「エデュケーター」、「コンサーバタ」等の専門職を順次配置

運営の効率化の見直し

○自己収入の拡大

- ・入場料収入（共催展を除く）及びその他収入について、1.16%の増加を目指す

○管理・運営の効率化

- ・随意契約については、内部規定に基づき、競争性のある契約を促進（ミュージアムショップ及びレストランに係る賃貸借については、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意した上で、企画競争の導入も含めてより良い方途を検討）
- ・引き続き、人事院勧告等の国の基準に沿った給与水準の維持を図る

○民間競争入札業務の包括化を含め検討

事業仕分け結果への対応

事業仕分け（展覧事業）結果

○国からの負担を増やさない形での拡充を図る

歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

事業仕分けに対応するために必要な事業

○文化財収集

（海外流出等防止、展示事業の活性化）

○文化財の本格修理

（滅失防止、展示可能な状態に）

○収蔵庫・免震ケース整備（文化財滅失防止）

○平常展示充実（収蔵品整備、保存修理拡充）

○教育普及活動充実（児童・生徒や外国人の文化財理解促進、展覧会事業への誘因）

○快適な観覧環境の整備

（外国人来館者、高齢者、障害者への対応）

事業を行うための必要な措置

○自己収入確保、募金箱の設置等による寄附拡充

（収集・保存修理、平常展示の充実や教育普及活動の充実のため）

○本格修理拡充の人員・予算確保

○収蔵庫・免震ケース整備のための予算措置（自己収入での対応不能）

○バリアフリー対策の拡充

○外国人来館者に対する設備・体制の整備のための人員・予算の拡充

○適切な制度のあり方の検討（自己収入による文化財収集や保存修理を拡充等）



学習機会の提供



外国語パンフレット



古今和歌集断簡



土器修理